

本事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するものです。

補助の要件

補助対象となる物件は、次の全ての要件を満たすことが必要です。
(事業後に要件を満たすのであれば、戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の物件も対象。)

住宅要件	<ul style="list-style-type: none"> ○住戸の床面積は原則として25㎡以上 ○住宅設備を有すること（台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室） ○現行の耐震基準に適合していること ○一定のバリアフリー化※がなされていること <p style="font-size: small;">※ 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。</p>
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の所得以下※1の高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮※2している世帯 <p style="font-size: small;">※1 居住支援協議会毎の具体的な収入基準は、本事業のホームページ（URLは裏面参照）で確認してください。（大半の居住支援協議会において、月額収入21.4万円以下となっています。）</p> <p style="font-size: small;">※2 従前居住地が持家でない者であること。</p>
上限月額家賃	<ul style="list-style-type: none"> ○84,700円に市区町村毎の立地係数を乗じた額※ （例：札幌市85,000円、江東区94,000円、大阪市106,000円） <p style="font-size: small;">※ 市区町村毎の上限月額家賃は、本事業のホームページで確認してください。</p>
管理期間	<ul style="list-style-type: none"> ○事業完了後10年間以上
住宅情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> ○居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○居住支援協議会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域※ <p style="font-size: small;">※ 具体的な地域は、本事業のホームページで確認してください。</p>

補助額

○補助対象工事

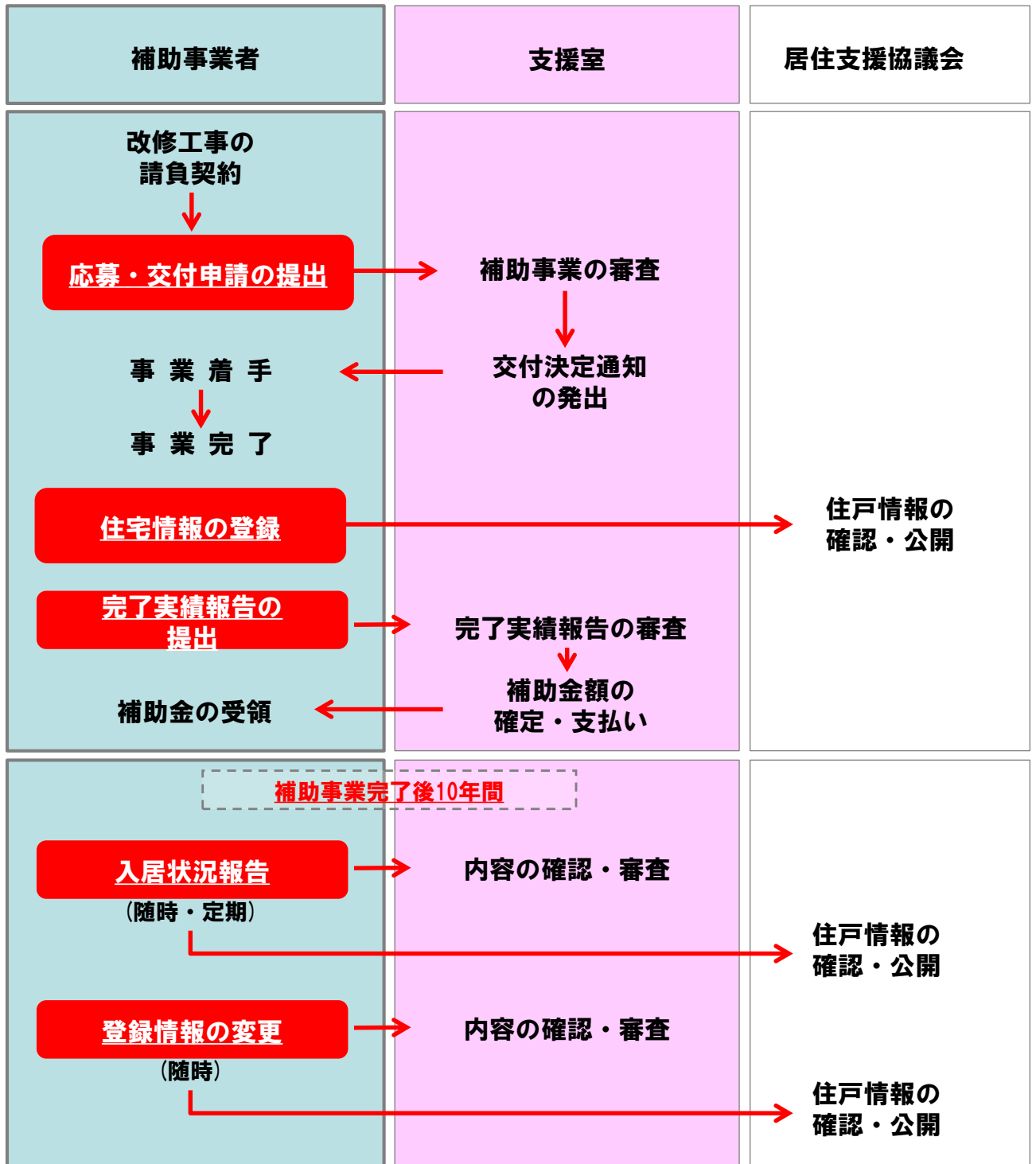
バリアフリー改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張、浴室の改良、便所の改良等に係る工事
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の耐震基準に適合させるために必要な改修工事
用途変更工事	<ul style="list-style-type: none"> ○戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の用途の建物を賃貸住宅に用途変更するために必要な改修工事（設備の設置・改良工事等）
居住支援協議会が認める工事	<ul style="list-style-type: none"> ○入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 〔間取りの変更に係る工事、設備の設置・改良工事、遮音性・防音性の向上に係る工事、断熱性・気密性の向上に係る工事、防犯性の向上に係る工事、照明や給湯器等の高効率化に係る工事、キッズルームの設置に係る工事等〕 </div> <p style="font-size: small;">※ 居住支援協議会毎の補助対象工事は、本事業のホームページで確認してください。</p>

○補助率・補助限度額

補助率 : 1 / 3
 補助限度額 : 50万円 / 戸（他用途から賃貸住宅に用途変更する場合、100万円 / 戸）

事業の流れ

補助事業者は、下図の赤囲み部分において、所定の手続を行う必要があります。



問い合わせ先・書類の提出先

名称：住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業実施支援室

※平成27年7月10日(金)から申請受付開始

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル9階

電話：03-6214-5806

※受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00 (12:00～13:00を除く)

ホームページ: <http://www.anshin-kyoju.jp/>

あんしん居住推進事業を活用する5つのポイント

補助の要件について

その1 10年間は、入居対象者しか入れられないと聞きましたが・・・

賃貸住宅の約半数が対象者です！

- 現在、賃貸住宅にお住いの約44%※1は、あんしん事業の入居対象者です。
- 改修後3年目以降は、対象者以外の方も、入居可能※2です。

※1：60歳未満の単身世帯、公営住宅は除く（国土交通省調査による）
※2：居住支援協議会が認め、2年以内の定期建物賃貸借による契約に限ります。

その2 既に国の補助事業を使った物件なんですが・・・

補助の対象です！

- 従前の国の事業である住宅セーフティネット整備推進事業等を使った住戸でも、補助の対象となります。
- 地方公共団体が実施している耐震改修等の補助制度との併用も可能です。

その3 登録や更新の入力作業が難しそう・・・

登録・更新の入力作業は簡単です！

- 登録や更新の入力作業は、「あんしん住宅情報提供システム」を使いますが、入力時間は20分程度で終わる簡単なものです。
- 登録した賃貸情報は、同事業支援室のホームページに公開され、入居促進が期待されます。
- 入力にあたりお困りの際は、支援室（03-6214-5806）にお気軽にご相談ください。

補助額について

その4 1戸あたり50万円の補助金ではメリットが小さいのでは・・・

補助対象工事費は1戸あたり150万円です!!

- 1戸あたり150万円までが補助対象工事費となり、キッチンやユニットバス等の水回りに係る一般的な改修工事も実施可能となりました。

※ファミリータイプの戸建の居室を、賃貸住宅として改修すれば、補助限度額は100万円（1戸あたり）となります。

その5 改修工事の対象範囲が狭いのでは・・・

水回り等の設備の改修等も補助対象に!!

- 従前の事業では、専用部分の改修は、手すりの設置等に限定していましたが、本事業は、水回り等の設備を改修する工事も補助対象になります。
- 共用部分の工事も補助対象になります。（断熱性・気密性等を向上させる外壁改修や窓改修工事、共用廊下のLED照明への改修、防犯カメラの設置等）